

○広島修道大学早期卒業に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、広島修道大学学則（以下「学則」という。）第19条第4項に基づき、同条第2項に定める卒業（以下「早期卒業」という。）に関し、必要な事項を定める。

(優秀な成績の基準)

第2条 学則第19条第2項の「優秀な成績」についての基準は、成績評価の評点平均値が、3.5以上であることとする。

2 成績評価の評点平均値は、学修の評価AAを評点4、Aを3、Bを2、Cを1、D及びXを0とし、履修した授業科目の単位数と評点の積の合計を修得単位数の合計で除して算出した数値とする。

3 第1項の規定にかかわらず、広島修道大学大学院に進学する者（以下「学内進学者」という。）の早期卒業に係る「優秀な成績」についての基準は、各学部が別に定める。

(早期卒業の申出)

第3条 早期卒業を希望する者は、2年次終了後の所定の期日までに、所属学部長に申し出なければならない。

(早期卒業希望者)

第4条 早期卒業希望者は、次の各号の要件を満たし、学部教授会において認められた者とする。

(1) 2年次終了時において、各学部履修細則の授業科目配当表に定める授業科目を履修し、80単位以上を修得していること。

(2) 前号の修得単位の成績評価の評点平均値が、3.5以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、学内進学者の要件は、各学部が別に定める。

3 第1項の規定の適用を受ける早期卒業希望者には、卒業見込み証明書を交付することができる。

(学習指導)

第5条 学部長は、前条の早期卒業希望者に特別な指導教員（以下「特別指導教員」という。）を定め、適切な学習指導をさせなければならない。

(早期卒業希望者の授業科目の履修)

第6条 早期卒業希望者は、各学部履修細則の規定にかかわらず、3年次において4年次配当科目を履修することができる。

(早期卒業の辞退)

第7条 早期卒業の辞退は、早期卒業の認定会議日の前日まではいつでもできるものとする。

2 前項の辞退は、所属学部長に早期卒業の辞退届を提出して行わなければならない。

(早期卒業の認定)

第8条 早期卒業の認定は、次の各号に掲げる事項を審査して行う。

(1) 各学部履修細則で定める卒業に必要な所定の単位を修得していること。

(2) 第2条に定める優秀な成績を修めていること。

(3) 本人が早期卒業を希望していること。

(4) 特別指導教員による推薦があること。

(5) 卒業後の進学が決定していること。

(早期卒業の時期)

第9条 早期卒業の時期は、3年次の3月とする。

(その他必要事項)

第10条 その他早期卒業に関し必要な事項は、学部教授会においてこれを定める。

(事務担当)

第11条 この規程に関する事務は、教学センターが担当する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

1 この細則は、2007年4月26日に制定し、2007年4月1日から施行する。

2 この規程は、2007年6月7日に「広島修道大学早期卒業に関する細則」を「広島修道大学早期卒業に関する規程」と名称変更し、同日から施行する。

3 この規程は、2010年6月3日に第4条第1項第1号を改正し、2011年4月1日から施行する。ただし、2010（平成22）年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この規程は、規程等整理の方針に基づき、2011年9月29日に改正し、同日から施行する。

5 この規程は、2015年9月3日に第10条を改正し、2015年10月1日から施行する。

6 この規程は、2018年12月5日に第6条を加え、以下条数を繰り下げ、2019年4月1日から施行する。